

北見市地域おこし協力隊設置要綱

(平成 28 年 1 月 8 日内規第 1 号)

(設置)

第 1 条 人口減少や過疎、高齢化等が進む本市において、地域外の人材を積極的に誘致するとともに、その定住及び定着を促進し、もって地域の活力の維持と向上を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け総行応第 38 号総務事務次官通知）に基づき、北見市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(協力隊の活動)

第 2 条 協力隊は、次に掲げる活動（以下「地域協力活動」という。）を行う。

- (1)住民の生活に係る支援活動
- (2)地域間交流及び移住交流に係る支援活動
- (3)地域行事に係る支援活動
- (4)その他、特に市長が必要と認める活動

(協力隊の要件)

第 3 条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者のうちから市長が任用する。

- (1)三大都市圏をはじめとする都市地域等に現に住所を有しており、任用の通知があつてから任用を開始するまでの間に、本市へ住所を移動させることができる者
- (2)地域おこしに理解と意欲を有し、地域になじみ、本市に定住する意思がある者
- (3)心身ともに健康で、誠実に職務が遂行できる者

(隊員の身分)

第 4 条 隊員は、北見市非常勤嘱託職員取扱規程（平成 23 年訓令第 8 号）第 1 条に定める嘱託職員とする。

(隊員の任用期間)

第 5 条 隊員の任用期間はおおむね 1 年間とし、最長 3 年まで延長できるものとする。
2 前項の規定により任用を延長する場合、1 年ごとに任用期間を延長することとする。

(隊員の報酬等)

第 6 条 隊員には、予算の範囲内において報酬を支払うものとする。
2 市は、第 2 条に規定する活動に必要な経費を予算の範囲内で支給する。

(隊員の遵守事項)

第7条 隊員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)活動時間外であっても、本市内の行事、風習等の情報収集に努めること。
- (2)任期中は、常に所在を明らかにすること。
- (3)市民及びその他関係者との信頼関係の保持に努めること。
- (4)健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること。
- (5)身体の不調又は地域協力活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに主管課長に届け出ること。
- (6)地域協力活動上知り得た秘密を他に漏らさないこと。その任を退いた後も同様とする。
- (7)この要綱その他関係法令を遵守し、職務を誠実かつ公正に遂行すること。

(市の活動支援)

第8条 市は、協力隊の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げることを行うものとする。

- (1)協力隊の年間事業計画の作成
- (2)地域協力活動に関する総合調整
- (3)活動の拠点となる地域及び対象となる地域との調整及び住民への周知
- (4)地域協力活動終了後の定住支援
- (5)その他、協力隊の円滑な活動に関する必要な事項

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協力隊の活動等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この内規の施行の日前においても、協力隊の設置に必要な準備行為をすることができる。